

## 薩摩川内市市民活動センターシェアオフィス募集要項

薩摩川内市市民活動センターでは、市民活動団体やNPO法人団体の運営及び連絡事務を支援するため、センター内の施設の一部を貸し出すことになりました。

「今の事業を継続するため、ステップアップを目指したい。」「継続可能な団体となる事業を見つけたい。」等の目標を持ち、情報発信や相互交流を実施するため、利用団体を募集します。

### 1 利用できる施設・用途

#### (1) シェアデスク

利用団体の事務作業（団体活動資料、所管庁報告書作成等）ができます。  
パソコンは、インターネットが利用できるものを団体でご用意ください。  
事前予約で、利用することができます。

#### (2) メールボックス

メールボックスは、1団体1か所の利用とし、利用団体の文書、他の団体が作成する情報誌、郵便物等を受領することができます。  
受領した郵便物等は、各団体が市民活動センターに受け取りにきていただきます。

#### (3) ロッカー

内寸（1個あたり）横40cm×高さ40cm×奥行42cm  
ロッカーは、1団体1か所の利用とし、利用団体で管理していただきます。  
また、その大きさを超える物を収納することはできません。

### 2 利用期間

事業年度の4月1日から翌年3月31日まで  
薩摩川内市市民活動センターの開所時間に利用できます。

- ・開所日 月曜日から土曜日、祝日（第3月曜日を除く）
- ・開所時間 9時から17時まで

なお、変更となる場合は、事前にお知らせします。

### 3 利用にあたって

- (1) シェアデスク、メールボックス、ロッカーについては、無償で利用できます。
- (2) 持ち込まれたパソコンやプリンター機器の電気料金は、無償になります。
- (3) 但し、下記のものについては、有料です。
  - ・市の複合機を利用する場合は、市の規定料金を納入していただきます。
  - ・SSプラザせんだいの駐車場は、規定の時間を超過すると駐車料金が発生します。

- (4) シェアデスクを利用する場合は、当日を含む7日前までに市民活動センターに予約をしてください。
- (5) 団体持ち込みのパソコンデータを、市の複合機から直接印刷することはできません。
- (6) 電話回線の利用はできませんので、ファックスも利用できません。
- (7) シェアデスクの利用の中止（当日キャンセル）については、必ず市民活動センターに電話（25-6210）にて連絡ください。
- (8) 当センターが主催する活動報告会やセミナー等の交流会について、ご参加ください。

#### 4 募集資格

- (1) 薩摩川内市市民活動ネットワークに加入し、公益の増進に寄与する活動を行う任意団体又は非営利活動法人等であること。
- (2) 事務所機能を必要としている団体であること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 宗教活動を目的としないこと。
- (5) 政治上又は政党の主義の推進、支持、反対を目的としないこと。
- (6) 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。
- (7) S Sプラザせんだいの指定管理者が管理する施設（オープンスペースや会議室、駐車場等）については、当該規則により利用すること。

- 5 募集期間 事業の前年度3月初旬～3月下旬まで  
定数に達しない場合は、随時申込を受付けます。

#### 6 募集方法

所定の用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付したうえで「薩摩川内市市民活動センター」まで郵送、ファックス、メール又は御持参にて提出してください。

利用申込書は、薩摩川内市HP及び薩摩川内市市民活動情報サイトからダウンロードできます。

#### 7 提出書類

- (1) 利用申込書（シェアデスク、メールボックス、ロッカー）
- (2) 団体構成員名簿
- (3) 市民活動ネットワーク会議の登録証（写し）
- (4) その他、薩摩川内市長が必要と認める資料

#### 8 結果の通知

申込受付順に結果を通知します。

## 9 その他

薩摩川内市市民活動情報サイトが利用できます。

## 10 お問い合わせ・送付先

薩摩川内市役所未来政策部コミュニティ課

薩摩川内市市民活動センター

〒895-0012 薩摩川内市平佐一丁目18番地 SSプラザせんだい内

電話 0996-25-6210

FAX 0996-25-6188

メールアドレス [community@city.satsumasendai.lg.jp](mailto:community@city.satsumasendai.lg.jp)